

福祉医療制度 6月末で経過措置が終了

問い合わせ 市民安全部保険・医療課(滝野庁舎)
☎48-3004

福祉医療制度は、兵庫県と市の補助により、医療機関で受診したときの自己負担が軽減される制度です。(保険診療分のみが対象となります)
平成21年7月から所得制限と一部負担金の変更となりましたが、激変緩和のために設けられた2年間の経過措置が、今年6月末で終了します。これにより、医療費助成制度の対象者が見直されます。

老人医療費助成制度(老) 65歳から69歳の方

新制度の所得制限基準

市町村民税非課税世帯で、本人の年金収入を加えた所得が80万円以下

旧制度 (平成21年6月まで)	経過措置期間 (平成21年7月~平成23年6月)	新制度 (平成23年7月から)
2割負担	老人医療の対象外	老人医療の対象外
低所得者 2割負担	経過措置対象者 2割負担	低所得者 2割負担
低所得者 1割負担	低所得者 2割負担	低所得者 2割負担
	低所得者 1割負担	低所得者 1割負担

経過措置期間の基準 (非課税世帯)

新制度の基準
〔非課税世帯で本人の年金収入を加えた所得が80万円以下〕

負担限度額

区分	負担割合	外来(個人)	個人の負担限度額 (入院+外来)	世帯の負担限度額 (同じ世帯の老人医療費受給者全員の合計)
市町村民税 非課税世帯	低所得者	8,000円	24,600円	24,600円
	低所得者		15,000円	15,000円

(注) 低所得者 ...世帯全員が市町村民税非課税で、本人の年金収入を加えた前年所得が80万円以下の方
低所得者 ...世帯全員が市町村民税非課税であって、その世帯全員の前年所得が0円の方
(年金収入が80万円以下で他に所得がないこと)

重度障害者及び高齢重度障害者医療費助成制度(障、高) 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

乳幼児等医療費助成制度(乳) 0歳から15歳(中学校3年生)までの乳児、幼児、児童、生徒

新制度の所得制限基準

本人、配偶者、扶養義務者それぞれの市町村民税所得割税額が23万5千円未満

ただし、乳幼児等医療制度は幼児等の保護者(または扶養義務者)の所得で判定しますが、1歳になる月の末日までは所得制限がないため、全員に受給資格があります。

旧制度 (平成21年6月まで)	経過措置期間 (平成21年7月~平成23年6月)	新制度 (平成23年7月から)
一般	経過措置対象者	対象外
低所得者	一般	一般
	低所得者	低所得者

経過措置期間の基準
〔扶養人数により限度額が異なります〕

新制度の基準
〔市町村民税所得割税額が23万5千円未満〕

(障、高)の一部負担金

負担区分	負担額	
	外来	入院
経過措置	1日900円限度 (月2回まで)	1割負担 (3,600円まで)
一般	1日600円限度 (月2回まで)	1割負担 (2,400円まで)
低所得者	1日400円限度 (月2回まで)	1割負担 (1,600円まで)

今年7月から対象外

(乳)の一部負担金

市の助成により一部負担金はありませんが、経過措置により対象となっていた方は、今年7月からは対象外となります。

負担区分	負担額	
	外来	入院
0~9歳(小学校3年生)まで 医療費受給者証を交付します。	0円	0円
小学校4年生~中学校3年生 医療費受給者証は交付せず、入院のみ申請により助成します。	3割負担	申請により助成